

学位研究 第11号 平成11年12月 (論文)

[学位授与機構研究紀要]

ドイツ高等教育における単位制度導入の動向
—学位制度と学修課程の検討から—

On the Credit Point System in German Higher Education:
The Current Trend in the Context of Higher Education Reform

吉川裕美子

Yumiko YOSHIKAWA

Research in Academic Degrees, No. 11 (December, 1999) [the article]

The Journal of National Institution for Academic Degrees

はじめに	75
1 学位授与のしくみ	75
1.1 学位の種類	75
1.2 試験規程 (Prüfungsordnung)	76
2 大学の学修構成	77
2.1 共通の特徴	77
2.2 マンハイム大学経営学部ディプローム課程	77
2.3 テュービンゲン大学歴史学部マギスター課程	81
3 単位制度導入の動向	84
3.1 背景	84
3.2 欧州連合の影響と国内の動き	86
4 今後の展望	87
ABSTRACT	89

ドイツ高等教育における単位制度導入の動向

—学位制度と学修課程の検討から—

吉川裕美子*

はじめに

ドイツの大学は学修にかんして、学生に比較的大きな自由を認めている。大学入学資格（アビトゥーア, Abitur）の取得者であればだれでも、原則として希望する大学、学部に学籍を得られるばかりでない。履修する授業の選択はもとより、在学中に専攻分野を変更し、あるいは大学を移動する自由も保障されている。言い換えるならばドイツの学生は、入学から修了までの学修において、基本的に自由であると同時に責任を負っていると言える。

こうした学生の「学習の自由」(Lernfreiheit) は、教員にたいする「教授の自由」(Lehrfreiheit) の対極をなすものとして、伝統的に大学 (Universität) の主要な特徴を成してきた。しかし、個々の専攻課程がいかなる修了要件を課し、教育課程がどのように編成されているかについて、具体的な分析が充分に行なわれてきたわけではない。一例を挙げると、大学の教育課程は単位制度に拠らずに構成され、しかもそうした制度の下で学生は大学間を移動している。このとき学生の学修成果は、相互の大学でどのように認められているのであろうか。本稿では大学修了資格として中心的な位置を占めるディプロームとマギスターの両学位に焦点を絞り、学位取得に導く課程とその構成を具体的に検討する。さらに単位制度の導入に向けて新たな動きを、欧州単位換算制度 (ECTS) との関連を踏まえて考察する。

1. 学位授与のしくみ

1.1. 学位の種類

まず、大学で取得可能な修了資格の種類を確認しておきたい。ドイツの大学教育は通例、大学の試験、国家試験、あるいは教会の試験によって修了する（高等教育大綱法第15条1項, Hochschulrahmengesetz）。このうち、どの種類の試験を受けて学業を終えるかは、専門分野と卒業後に予定される職業との組み合わせによって決まる。概して、国家試験は公職に就くことを前提とする分野（法学、教職課程）、あるいは国家監督を要する職業に対応する分野（医学、薬学、食品科学）が対象となる。これらの分野を専攻する学生にとって、国家試験は必然的に大学教育を終えるための試験となる。国家試験は連邦または州政府の定める試験規定に則り、州の試験委員会によって実施される。同様に神学部の修了試験は、教会当局の規程にもとづいて行なわれている。

* 学位授与機構審査研究部 助教授

入職前の専門教育という観点からみると、国家試験は最終目的というよりむしろ中間点にひとしい。法学、医学、教職課程等の専攻者は国家試験に合格したのち大抵は試補となり、引き続き準備実習勤務に入るからである。その後さらに国家試験を受け、その合格をもって専門教育が完結する。そのため、学生が大学修了時に受ける国家試験はふつう第一次国家試験と呼ばれている。

これに対して、大学が自らの責任で行なう試験が大学の修了試験、すなわちディプローム試験とマギスター試験である。大別すれば、ディプローム試験は自然科学、工学、社会科学系の分野、マギスター試験は人文科学系の分野における修了試験だといえる。ただし、その境界はかなり曖昧であって明確ではない。たとえば心理学のように、ディプローム試験とマギスター試験の双方に応じる課程が同時に設置されている場合も少なくない。また、チュービンゲン大学の言語学部のように、人文科学系であってもディプローム課程を設けている例もある。しかし、ディプローム課程とマギスター課程の最大の相違は、なにより学修すべき専門分野の数と深さにあるといえよう。すなわち、ディプローム課程の学生は1つの専門分野を集中して学修するのに対して、マギスター課程では複数の専門が必要とされる。先の例でいえば、同じ心理学専攻であってもディプローム課程の学生は心理学に関する授業のみを履修し、マギスター課程の学生は心理学のほかに専門分野を1つ（主専攻）あるいは2つ（副専攻）選んで各々の分野の授業を履修することになる。要するにマギスター課程の学生は、2つの主専攻、もしくは主専攻1つと副専攻2つを組み合わせる必要がある。このとき、どの専門分野を組み合わせるのかについては概ね学生の裁量に委ねられている。

ディプロームないしマギスターの大学修了試験に合格すると、それぞれディプローム学位かマギスター学位が授与される。ディプローム学位には専攻分野が記載されるものの（工学Diplom-Ingenieur、物理学Diplom-Physiker、心理学Diplom-Psychologeなど）、マギスター学位の名称は“Magister Artium”（M. A.）に統一されている。ディプローム、マギスターの両学位と前述した国家試験は、総合大学ならびにそれに類する大学（以下、学術大学とする）で取得可能な修了資格である。これに対して、短期の非「大学」高等教育機関にあたる専門大学（Fachhochschule）で授与される学位は、「専門大学」（“FH”）を付記したディプローム学位に限られる（高等教育大綱法第18条）。以下では、学術大学のディプローム課程とマギスター課程に焦点を絞って検討する⁽¹⁾。

1. 2. 試験規程（Prüfungsordnung）

学位を得るために必要な大学教育の修了要件は、学修課程（Studiengang）ごとに試験規程に定められている。学修課程とは、学生が専攻する専門分野と目指す修了資格の組み合わせをいう。この試験規程こそ、各学修課程の内容と編成の骨子だといえる。標準学修年限が概ね9学期（1学期は半年）と定められていることから、その年限で最終試験に必要な条件を揃え、学業を終えられるようにするには、必然的に教育内容の範囲が限定されるからである。

試験規程は、各大学（の学部）が学修課程ごとに州の認可を受けて設けることになっている。

従来この規程は、大学学長会議（HRK）と文部大臣会議（KMK）が決議した「大綱試験規程」に添った形で作られ、それによって修了資格の等価性と大学間の移動（転学）の可能性が保障されてきた。しかし、規制緩和を掲げて改正された高等教育大綱法（第4次改正，1998年8月20日施行）では、大綱試験規程に関する内容（第9条2項）が削られ、試験規程とならんで大学に作成が義務づけられていた各課程の学修規定（Studienordnung，第11条）もまた、大綱法には不必要な条項として削除された。今後、各州が修了資格の等価性、ならびに転学の自由をどのように保障すべきか、その方途はこれから検討されることになる。

2. 大学の学修構成

2.1. 共通の特徴

それでは、ディプロームとマギスターの学位は、どのような学修を経て授与されるのだろうか。大学における学修は、目指す修了資格の種類を問わず、どの課程も次のような特徴をもっている。第一に、基礎学修（Grundstudium）と専門学修（Hauptstudium）の2つの部分から構成される。基礎学修はふつう最初の4学期間に相当し、この間に専門分野の基礎的知識ならびに学術的な研究方法・技術の習得が目指される。一方、専門学修では専門性の深化に主な目的が置かれ、学生は自分の関心に沿って重点を定めて学修する。第二に、基礎学修と専門学修は中間試験（Zwischenprüfung）で区切られ、中間試験の合格が専門学修に進む条件となる。第三に、専門学修の終わりに修了試験が実施され、その合格をもって大学教育は修了する。修了試験には通例、論文の提出と複数の筆記試験、口述試験が含まれる。

こうした共通な特徴を踏まえたうえで、以下では具体的な学修構成についてバーデン・ヴュルテンベルク州の総合大学を例に検討を行ないたい。対象とするのは筆者が1998年11月に訪問調査を実施したマンハイム大学経営学部ディプローム課程と、テュービンゲン大学歴史学部のマギスター課程である。

2.2. マンハイム大学経営学部ディプローム課程

2.2.1. 大学の概要

マンハイム大学（Universität Mannheim）は、ドイツのなかでは比較的新しい大学の一つに数えられる。前身はマンハイム市が1907年に設立した商科大学（Handelshochschule）であり、ナチス支配下で一時期、近郊のハイデルベルク大学に併合されたものの、第二次世界大戦後に「州立経済大学」（“Staatliche Wirtschaftshochschule”）として再開された。その後徐々に学部数を増し、1967年から総合大学となっている。

こうした沿革は、今日なおマンハイム大学の学部構成に色濃く影響を残している。経済学と社会科学がこの大学の中核というべき専門分野であることは疑いない。その事実は、在学者のほぼ2人に1人が経済学か社会科学のどちらかの学部籍を置いていることから明らかであろう。1996年現在、総学生数は約11,000人で、7つの学部を擁する同大学は、総合大学としては

中規模大学にあたる (Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg 1996, p. 34-35)。マンハイム大学の学部構成と学生、教員数は以下のとおりである。

表1 マンハイム大学の学部構成

学部 (Fakultäten)	学生数 (人、%)	教授定数 (人、%)
法学 (Rechtswissenschaft)	1,557 (13.5%)	18 (12.2%)
経営学 (Betriebswirtschaftslehre)	4,300 (37.4%)	40 (27.2%)
国民経済学 (Volkswirtschaftslehre)		
社会科学 (Sozialwissenschaften)	1,714 (14.9%)	22 (14.9%)
哲学部 (Philosophische Fakultät)	594 (5.2%)	22 (14.9%)
言語学・文芸学 (Sprach- und Literaturwissenschaft)	2,107 (18.3%)	21 (14.2%)
数学・情報学 (Mathematik und Informatik)	1,226 (10.7%)	25 (16.9%)
合計 (括弧内はその他)	11,498	148 (+2)

出典：Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg (1998)

Abschlußbericht der Hochschulstrukturkommission, Stuttgart, p.286 から作成。

2.2.2. 経営学部ディプローム課程の学修構成

前述のとおり「商科大学」以来の伝統を受け継ぐ経営学部は、マンハイム大学の中で最大の教員・学生数を誇る学部である。この経営学部にはディプローム、マギスターの双方の課程が設置されているが、ここではディプローム課程のみを取り上げる。標準学修年限は基礎学修4学期、専門学修4学期の合わせて8学期である。

2.2.2.1. 基礎学修

まず、基礎学修から見ていこう (表2)。基礎学修は「入門教育」(Propädeutika)の4科目と、ディプローム予備試験の対象となる4領域から構成されている。ディプローム予備試験(Diplom-Vorprüfung)は中間試験に相当するもので、学生は経営学部に学籍を得てから通算して第7学期の初めまでにすべての予備試験を済ませておかなければならない。もっとも、予備試験は基礎学修の終わりにまとめて受けるようなものではなく、基礎学修の期間を通じて、関連した授業を履修しながら受けることができる。別言すれば、6学期(3年)間で経営学の基礎学修を終えられない者に対して、ディプローム予備試験の受験資格は失効する。その場合、専門学修に進む道が閉ざされてしまうため、予備試験に合格できなかった学生は専攻分野を変える(転科)か退学せざるをえない。この問題については後述する。

基礎学修の一方の構成要素である「入門教育」の履修は、ディプローム予備試験の前提とされている。したがって、学生は入門教育に含まれる4科目の授業を受け、筆記試験を受けなけ

ればならない。その4科目とは、「企業会計制度の技術」,「数学A（分析）および数学B（線形代数）」,「データ処理とプログラム作成の概説」,「民法と商法」である。こうして得られた履修証明書（Scheine）は、ディプローム予備試験の最後の筆記試験を申し込むときに提出を求められる。

他方、ディプローム予備試験は、4つの領域に属する12科目について、それぞれ筆記試験を課すものである。表2に示されるように「経営学の基本的特質」に分類される6科目に各60分の試験、「国民経済学の基本的特質」の4科目に各90分の試験、「経済学専攻者のための法律」および「統計学」にそれぞれ5時間の試験が行なわれる。個々の試験は該当する授業を基礎としており、ふつう講義期間終了後の2週間以内に実施される。いずれの試験も再試は一度だけ認められている（一部の例外をのぞく）。

表2 マンハイム大学経営学部（ディプローム課程）の基礎学修における学修・試験範囲の概要

科目 ないし部分領域		週当たり時数（SWS）			
		講義	演習	合計	筆記試験（分）
A.	入門教育				
1.	企業会計制度の技術	-	2	2	90
2.	数学A（分析）および 数学B（線形代数）	2	2	4	90
3.	データ処理と プログラム作成の概説	-			2 x 90
4.	民法と商法	4			2 x 120
B.	ディプローム予備試験の科目				
1.	経営学の基本的特質			22	
	販路（市場）経済	2	1	3	60
	財政	2	2	4	60
	貿易・徴税貸借表	2	2	4	60
	費用・収益計算	2	2	4	60
	生産経済	2	2	4	60
	企業の政策	2	1	3	60
2.	国民経済学の基本的特質			16	
	ミクロ経済学Ⅰ	2	2	4	90
	ミクロ経済学Ⅱ	2	2	4	90
	マクロ経済学Ⅰ	2	2	4	90
	マクロ経済学Ⅱ	6	2	8	300
3.	経済学専攻者のための法律			10	300
4.	統計学	-	2	2	
	記述統計	2		2	
	人口・経済統計	-	6	6	
	確率論および機能的統計				
C.	基礎選択科目			6	
	合計	34	34	74	2010

出典：Universität Mannheim, Fakultät für Betriebswirtschaftslehre (1997) *Studienplan für den Diplomstudiengang Betriebswirtschaftslehre zur Prüfungsordnung vom 1. Juli 1994 i. d. F. vom 2. 10. 1997, p.3.*

2.2.2.2. 専門学修

こうしてディプローム予備試験に合格した者は専門学修に進み、最後にディプローム試験を受けて学業を修了する。ディプローム試験は、ディプローム論文と5つの専門分野に関する専門試験 (Fachprüfungen) から構成されている。その5分野とは「一般経営学」、「国民経済学」、「特殊経営学Ⅰ」、「特殊経営学Ⅱ」、「選択科目」である。各分野はさらに細かい領域に分けられ、たとえば「国民経済学」にはミクロ理論、マクロ理論、経済政策、財政学の4科目が含まれる。しかし、専門学修の主眼は学生が自ら重点領域を定めて専門性を深めることにあり、そのため特殊経営学Ⅰ・Ⅱと選択科目については選択の幅が大きくとられている。

専門試験は、専門学修の期間内に受けるべきものであり、その構成は表3に示すとおりである。すなわち、一般経営学の5科目に各90分の筆記試験、国民経済学の3科目に各45分の筆記試験、特殊経営学Ⅰ・特殊経営学Ⅱ・選択科目の各々に対して5時間の筆記試験と口述試験が課せられる。他方、ディプローム論文は、最後の専門試験 (筆記または口述試験) を受けてから遅くとも1か月以内に申請し、4か月間で書き上げることが求められる。予備試験の場合と同様、ディプローム試験の再試は論文の再提出も含めて、各試験について一度だけ認められている。ディプローム試験に合格すると、男性には“Diplom-Kaufmann”，女性には“Diplom-Kauffrau”の学位が授与される。

表3 マンハイム大学経営学部 (ディプローム課程) の専門学修における科目と範囲

科 目	週当たり時数 (SWS)	
	筆記試験 (分)	
1. 一般経営学 (6科目、うち試験は5科目)	12	5 x 90
2. 国民経済学 (4科目、うち試験は3科目)	10	3 x 45
3. 特殊経営学Ⅰ	14	300 + 口述
4. 特殊経営学Ⅱ	14	300 + 口述
5. 選択科目	10 (最低)	300 + 口述
合 計	60	

注：加えて、ディプローム論文が20SWSに相当。

出典：Universität Mannheim, Fakultät für Betriebswirtschaftslehre (1997) *Studienplan für den Diplomstudiengang Betriebswirtschaftslehre zur Prüfungsordnung vom 1. Juli*

それでは、経営学のディプローム学位を目指す学生が1週間に履修すべき授業時数は何時間程度なのだろうか。マンハイム大学の経営学ディプローム課程に対する試験規程 (Universität Mannheim 1997) には、学修内容と試験の種類・範囲・内容に加えて、週当たり時数 (Semesterwochenstunden) も定められている。1時数は約45分で、授業の準備に費やされる時間と復習の時間は含まれない。それによれば週当たりの授業時数は、基礎学修で約80、専門学修で約60、合計140時数とされている。標準学修年限は8学期であるから、学期中に学生は週当たり17時数程度の授業に出席することが望ましいと考えられていることがわかる。

2.3. テュービンゲン大学歴史学部マギスター課程

2.3.1. 大学の概要

テュービンゲン大学 (Eberhard-Karls-Universität Tübingen) は、1477年にヴュルテンベルクのエーバーハルト伯爵 (Graf Eberhard) によって設立された伝統ある古い大学である。テュービンゲンはシュヴァーベン高地のはずれに位置する小都市であり、すでにハイデルベルク、フライブルクといった大学が周辺に存在していたことから、この地に大学を設けるのはかなり勇気がある行為だったといわれる。しかし大学創設によって、それまで居城都市でも司教都市でも商業都市でもなかったテュービンゲンは、初めて「ドイツ最小の大学都市」という形容詞で称されることになった (Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg 1996, p. 46)。

このように極めて小さな大学から出発したものの、今日 (1997年現在) では約21,500人の学生が16学部で学ぶ大規模な大学へと発展を遂げている。創設以来、学部は絶えず拡張され、1817年には当初の4学部つまり神学 (宗教改革後は新教神学)、法学、医学、学芸学部旧神学と国家経済 (現在の経済学、社会科学) の2学部が加わり、1863年には医学部と哲学部から切り離される形で、ドイツで最初の数学・自然科学部 (Mathematisch-Naturwissenschaftliche Fakultät) が設置された。エジプト学、古代東洋学、一般修辞学、あるいはインド学といった特殊な分野も長い歴史を有している。その一方で、生物学、コンピュータ言語学、メディア学、情報学といった分野はこの数十年間に設けられたものであり、テュービンゲン大学は古典的の大学 (Klassische Universität) としての伝統的な学部の特徴があるといえる。16学部の名称と構成は次のとおりである。

表4 テュービンゲン大学の学部構成 (1996年)

学 部 (Fakultäten)	学生数 (人、%)	教授数 (人、%)
新教神学部 (Evangelisch-Theologische Fakultät)	769 (3.3%)	18 (2.9%)
旧教神学部 (Katholisch-Theologische Fakultät)	325 (1.4%)	18 (2.9%)
法学部 (Juristische Fakultät)	2,840 (12.3%)	26 (4.2%)
経済学部 (Wirtschaftswissenschaftliche Fakultät)	2,140 (9.3%)	22 (3.6%)
医学部 (Medizinische Fakultät)	2,824 (12.2%)	209 (34.0%)
哲学部 (Philosophische Fakultät)	688 (2.9%)	7 (1.1%)
社会・行動科学部 (Fakultät für Sozial- und Verhaltenswissenschaften)	2,880 (12.5%)	39 (6.4%)
近代語学部 (Neuphilologische Fakultät)	3,939 (17.1%)	61 (9.9%)
歴史学部 (Geschichtswissenschaftliche Fakultät)	962 (4.2%)	22 (3.6%)

文化学部 (Fakultät für Kulturwissenschaften)	966 (4.2%)	25 (4.1%)
数学部 (Mathematische Fakultät)	465 (2.0%)	20 (3.3%)
物理学部 (Fakultät für Physik)	676 (2.9%)	34 (5.5%)
化学・薬学部 (Fakultät für Chemie und Pharmazie)	1,178 (5.1%)	47 (7.7%)
生物学部 (Fakultät für Biologie)	1,165 (5.0%)	30 (4.9%)
地球学部 (Geowissenschaftliche Fakultät)	826 (3.6%)	25 (4.1%)
情報学部学 (Fakultät für Informatik)	433 (1.9%)	11 (1.8%)
合計 (括弧内はその他)	23,076	614 (+5)

出典：Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg (1998)

Abschlußbericht der Hochschulstrukturkommission, Stuttgart, p.290 から作成。

2.3.2. 歴史学部マギスター課程の学修構成

歴史学部はテュービンゲン大学の他学部と比べれば中位の規模とはいえ、1,000人弱という学生数からみるとかなり大きな学部である。マギスター課程と教職課程が設けられているが、ここではマギスター課程についてのみ検討する。標準学修年限は基礎学修4学期，専門学修5学期の合わせて9学期である。

2.3.2.1. 基礎学修

前述のとおりマギスター課程の学修は、2つの主専攻分野あるいは1つの主専攻分野と2つの副専攻分野を組み合わせて行なわれる。テュービンゲン大学の歴史学部は、主専攻ないし副専攻分野として「古代史」、「中世史」、「近代史」、「歴史の補助科学」(Historische Hilfswissenschaften)の4つの領域を認めている。学生はこの4領域のいずれかを主専攻の1つ、あるいは主専攻と副専攻のそれぞれ1つとして選ぶことができる。別言すれば、主専攻であれ副専攻であれ、専攻分野の少なくとも1つは歴史学以外でなければならない。

基礎学修で学生が履修すべき授業の種類は、表5に概観されるとおりである。端的に言えば、第一に古代史、中世史、近代史の各領域に関する講義に出席すること、第二に古代史、中世史、近代史の3領域に関する初級ゼミナール(Proseminar)を履修し、それぞれについて2時間の筆記試験を受けて合格点を得ること、第三に歴史学を主専攻とする場合はさらにいずれかの領域の演習(Übung)を履修し、合格点を得ることが求められる。これがすなわち中間試験の要件にひとしく、該当するすべての証明書を提出することによって、中間試験を終了したとみなされる。

なお、歴史学をはじめとする人文科学のマスター課程は、外国語能力を必要条件としている例が多い。それは学修にあたって古典あるいは外国語文献の講読が欠かせないためだが、たとえばチュービンゲン大学歴史学部のマスター課程はラテン語能力を必須としている（ただし主専攻か副専攻か、あるいは古代史・中世史専攻か近代史専攻かによって、求められる語学力の程度は異なる）。加えて学生は、英語とフランス語に代表される近代言語も2か国語を習得していなければならない。こうした語学力については、中間試験の申請時に証明書の提出が求められる。

表5 テュービンゲン大学歴史学部（マスター課程）の基礎学修における概要

学期	授業の種類	学期当たり週時間数（SWS）	
		主専攻 SWS（授業数）	副専攻 SWS（授業数）
1.	初級ゼミナール	2 (1)	2 (1)
	講義／演習／補修授業	8 (4)	4 (2)
2.	初級ゼミナール	2 (1)	2 (1)
	講義／演習／補修授業	8 (4)	2 (1)
3.	初級ゼミナール	2 (1)	2 (1)
	講義／演習／補修授業	8 (4)	4 (2)
4.	講義／演習／補修授業／初級ゼミナール	10 (5)	
	講義／演習／補修授業		4 (2)
	合計	40	20

出典：Universität Tübingen, Geschichtswissenschaftliche Fakultät (1995) *Studienplan für die Magisterstudiengänge*, p.3.

2.3.2.2. 専門学修

専門学修の学修については、学生に広範な自由が認められている。試験規程には歴史学を主専攻とする場合に3つ、副専攻の場合に2つの中級ゼミナール（Hauptseminar）の履修が定められているのみである。これがマスター試験の前提条件であって、受験申請時に履修証明書の提出が求められる（表6）。

マスター試験は、主専攻分野における論文の作成と、主専攻および副専攻のすべてに対する筆記試験と口述試験、の2つに大きく分けられる。マスター論文はタイプ打ちで50～80枚程度の長さで、申請してから6か月以内に書き上げられなければならない。論文を提出した後、主専攻と副専攻の各々について筆記試験と口述試験が行なわれる。テーマは学生が申請する重点領域の内容について、論文、筆記試験、口述試験で重複しないように試験官が配慮して決める。試験時間は筆記試験がそれぞれ4時間、口述試験は主専攻約1時間、副専攻では約30分である。試験に合格できなかった場合に再試は、論文の再提出も含めて筆記・口述試験ともに一度に限って許される。マスター試験に合格すると、“Magister Artium” の学位が授与される。

表6 テュービンゲン大学歴史学部（マギスター課程）の専門学修における概要

学期	授業の種類	学期当たり週時間数（SWS）	
		主専攻 SWS（授業数）	副専攻 SWS（授業数）
5.	中級ゼミナール 講義／演習	2 (1) 8 (4)	2 (1) 4 (2)
6.	中級ゼミナール 講義／演習	2 (1) 8 (4)	2 (1) 2 (1)
7.	中級ゼミナール 講義／研究旅行 講義／補修授業／研究旅行 上級ゼミナール／コロキウム	2 (1) 6 (3) 2 (1)	4 (2) 2 (1)
8.	講義／演習／補修授業 上級ゼミナール／コロキウム マギスター論文の準備	4 (2) 2 (1) 4	4 (2)
	合計	40	20

出典：Universität Tübingen, Geschichtswissenschaftliche Fakultät (1995) *Studienplan für die Magisterstudiengänge*, p.4.

以上で概観したとおり、マギスター課程において学生が履修すべき授業はごく少数が規定されるにとどまり、選択に大きな余地が残されている。テュービンゲン大学の歴史学部マギスター課程を例に挙げると、基礎学修で初級ゼミナール3つ（主専攻の場合、加えて演習1つ）、専門学修に進むと、主専攻で中級ゼミナール3つ、副専攻では中級ゼミナール2つの履修が必須とされているにすぎない。とはいえ試験規程（Universität Tübingen 1995）には、必修の授業と学生が自由に選択できる授業を合わせて、週当たりの授業時数が定められている。それによれば主専攻分野で80、副専攻分野で40、合計160時数である（80時数×主専攻2、または80時数×主専攻1 + 40時数×副専攻2）。標準学修年限は9学期であるから各学期の週当たり時数は17～18となり、試験規程に明記されていないにせよ、学生には一定数の授業の履修が要求されていることがわかる。

3. 単位制度導入の動向

3.1. 背景

3.1.1. 大学間の移動

こうして4年以上にわたる在学期間を通じて得られる学修成果は、学生が大学を移動するときどのように認められるのであろうか。統計によれば、ドイツの学生は今でもかなりの割合で大学間を動いている。1993年にディプローム、マギスター課程を修了した者のうち、在学中に転学を経験した者は22%であった。そのうち3%は、大学を2回以上変わっている。転学を行なった時期についてみると、学修をはじめた学期から修了試験の前まで多岐にわたる。あえて傾向を示すならば、第3学期までに転学した者が3割弱、続く第3学期から第5学期までが3割強

であり、転学経験者の7割以上は第7学期までに大学を移動していた⁽²⁾ (Hochschul-Informationssystem GmbH 1998, pp. 238-243)。

3.1.2. 学修の期間、成績、試験成績の承認

大学を変わる際に問題になるのは、既習の学修成果が移動先の大学(学部)で承認されるかどうかという点であろう。他大学の同じ学修課程、専門分野で学修した期間、成績、試験の成績は、高等教育大綱法の適用範囲において、新たな試験を経ずに承認されることになっている。ただし、専門試験の半分以上または修了論文の相互承認が必要となるときには、ディプローム試験ないしマギスター試験の承認が部分的に拒否されることもあり得る。大学のみならず専攻を変わるときにも、他の専門分野、学修課程で学んだ期間、成績、試験の成績が、等価値と判断される限り認められる(マンハイム大学経営学部ディプローム課程試験規程第8条、テュービンゲン大学歴史学部マギスター課程試験規定第6条)。

しかしながら学修成果の承認は、基礎学修段階ではまだ容易であるとしても、専門学修に進んで修了試験に時期が近づくほどむずかしくなると推測される。とくに履修すべき分野と専門試験の内容が明確に定められているディプローム課程で、上級学年になるほど転学に伴う学修上の困難が生じやすい。そのため学修成果の相互承認と課程の編成に関連して近年、問題点が指摘されるようになってきている。

3.1.3. 在学期間の長期化と高い中途退学率

第一の問題は、ドイツの学生の大学在学期間が他の先進諸国に比べて長いことである。標準学修年限は概ね4年であるにもかかわらず、1995年に学術大学を修了した者の平均在学期間は6.6年(12.2学期)で、修了時の平均年齢は28.0歳に達している(Hochschul-Informationssystem GmbH 1998, pp. 262-263)。第二に、大学生の中途退学率が高いことである。1984年に学術大学に入学した者のなかで修了試験を受けずに途中で除籍した者の割合は31%を占めていた。ただし退学率は専門分野によって異なり、人文社会科学系が最も高く37%、次いで工学26%、数学・自然科学25%で、医学は8%と低い(Hochschul-Informationssystem GmbH 1998, pp. 248-249)。

このような現象が起きている背景として、一つには学修課程があまり構造化されていない点が挙げられる。とりわけ人文社会系のマギスター課程は学生に広範な自由を認めているがゆえに、こうした学修形態に適応できない学生も増えている。大学進学率が3割を超え、高等教育が大衆化した状況を物語る現象ともいえよう。さらに学修成果を相互に認めることが規定されているとはいえ、実際にすべての成績等が認められるわけではない。そのうえ途中で専攻分野を変わるときには、既習内容の関連部分が承認の対象になるにとどまり、多くの場合ははじめから学修し直さなければならない。こうした制度上の問題が上述した問題を引き起こしているとも考えられる。そこで解決策として注目を集めているのが、単位制度(Kredit-Punkte-System)である(Hochschulrektorenkonferenz 1997)。

3.2. 欧州連合の影響と国内の動き

ドイツの大学における単位制度をめぐる動きは、大きく二つに分けられる。一つは、欧州連合を中心とする域内で学生の移動を活発化する政策に伴う動き、もう一つは、ドイツの大学の幾つかの学部で先駆的に行なわれている試みである。

3.2.1. 欧州単位換算制度 (ECTS)

欧州単位換算制度 (European Credit Transfer System) は、ERASMUS (European Community Action Scheme for the Mobility of University Students) の一環として1989/90年度に始められたプログラムである⁽³⁾。その最大の目的は、欧州共同体の域内で大学生の移動を活発化するため、成績の相互承認を容易にすることにあった。1992/93年度からは欧州自由貿易連合 (EFTA) の諸国が加わり、規模が拡大されている。

欧州単位換算制度の特徴は、各国が既存の大学制度を維持したままで、大学どうしの信頼に基づいて、単位制度を導入したことにある。各大学 (学部) で提供される授業には学習負担に応じてそれぞれ単位が割り振られ、留学生は1年間で最高60単位を取得する。こうして取得された単位数と成績は、帰国後、自国の制度に置きかえられる。この方法が成功を収めているのは、学生があらかじめ留学先大学 (学部) のインフォメーション・パッケージを参照して留学中に履修する授業を決定し、帰国後の単位換算・成績認可について、担当教官と前もって契約を結んでいるからである。ドイツでもECTSに参加する大学および学部数は増加している。先述したマンハイム大学経営学部とテュービンゲン大学の歴史学部はどちらも、このプログラムに参加している。ただし、欧州単位換算制度はあくまで他国の大学との単位置換を前提にしており、ドイツ国内における学生の転学には適用されていない。

3.2.2. ボン大学国民経済学科ディプローム課程の単位制度

一方、近年になってドイツの大学の幾つかの学部で単位制度導入の動きが見られる。その一例として、ボン大学の法学・国家学部国民経済学科 (Rechts- und Staatswissenschaftliche Fakultät, Volkswirtschaftslehre) の試みを概観しておきたい (Universität Bonn 1998)。1993年からボン大学では、国民経済学ディプローム課程の専門学修に単位制度を導入している。それにともなって、ディプローム試験は以下のように構成されることになった。まず、学生は専門科目と選択必修科目の授業に出席し、合わせて100単位を取得しなければならない。加えてディプローム論文に対して20単位が与えられ、合計120単位の取得によってディプローム試験が終了する。それぞれの授業にどれだけの単位数が割り当てられるかは、授業時数と難易度に応じて4から6単位の間で決められている。たとえば、週当たり授業時数が2の講義の場合は、筆記ないし口述試験を受けて合格すると4単位、週当たり授業時数が3のゼミナールの場合は、出席して合格点を得ると6単位が与えられる。

単位制度が導入された結果、国民経済学科の学生の平均学修年限は約2学期短縮され、ドイツ国内および欧州連合内で学生の大学間移動は容易になったといわれる (Ibid., p. 1)。しかし、

単位制度で得られた学修成果が他大学で承認されるかどうかはあくまで転学先の大学（学部）にかかっており、問題が起こらないわけではない（Ibid., pp. 11-12）。

4. 今後の展望

1998年に改正された連邦の高等教育大綱法には、新たに単位制度（Leistungspunktsystem, credit point systemと同義）について定めた条項が加えられている（第15条3項）。こうした動きの背景には、なによりドイツの大学と大学生の国際的な競争力にたいする危惧がある。バチェラー（Bachelor）とマスター（Master）という国際学位の授与に道が開かれた（高等教育大綱法第19条，1999年3月4・5日の文部大臣会議総会）のも同じ文脈によることはいうまでもない。だが、単位制度の導入にはさらに別の意図がうかがわれる。つまり、学修および試験の成績を累積・加算することで学修計画が立てやすくなり、在学期間の長期化や中途退学率の上昇に歯止めがかけられるのではないか、という期待である。

筆者が実施した聞き取り調査の結果では、単位制度（および国際学位）の導入には大学、学部レベルでなお抵抗があり、導入するにしてもしばらくは従来の制度との併存状態が続くと予想される。しかし短期の高等教育機関である専門大学を中心として、単位制度とバチェラー、マギスターの学位を組み合わせた新しい課程の導入が広がっている。ECTSの実績を含めて、単位制度に対する関心が高まっていることは事実であり、今後の動向が注目される。

〈註〉

- (1) 1995年にドイツの高等教育を終えた229,900人を修了資格別に見ると、学術大学のディプローム・マギスター等が105,700人、教職国家試験26,700人、博士の学位22,400人、専門大学のディプローム75,000人であった（BMBF 1997, p. 202）。この数値からも、ドイツで主要な大学修了資格はディプローム等の学位、とくに学術大学のディプローム、マギスター学位とってよいであろう。
- (2) 入学制限（Numerus clausus）の対象となる専門分野に学籍を得た学生が大学を移動するには、転学先の大学・学部と同じ学修課程・学期数の学生（たとえば経営学ディプローム課程の第5学期に在籍して中間試験を終えている者）を探して、学籍を交換（Studienplatztausch）しなければならない。学籍交換の相手を見つけてはじめて転学が可能になる。そのために雑誌、新聞、インターネットあるいは大学の掲示板をつうじて情報が交換されている。
- (3) ERASMUS プログラム（1988～1995年）による試行期間の成果を踏まえて、現在はSOCRATES プログラム（1995～1999年）の枠内で継続されている。

《参考文献》

- Bundesministerium für Bildung, Forschung, Wissenschaft und Technologie (1998) *Grund- und Strukturdaten 1998/99*, Bonn.
- Dalichow, Fritz (1997) *Kredit- und Leistungspunktsysteme im internationalen Vergleich*.
- Hochschul-Informationssystem GmbH (1998) *HIS-Ergebnis-Spiegel*, Hannover.
- Hochschulrektorenkonferenz (1993) *EG-Hochschulmemorandum und Credit Transfer in Europa*.
(Dokumente zur Hochschulreform 83/1993)
- Hochschulrektorenkonferenz (1997) "Zu Kredit-Punkte-Systeme und Modularisierung. Entschließung des 182. Plenums der Hochschulrektorenkonferenz Bonn, 7. Juli 1997."
- Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg (1996) *Universitäten in Baden-Württemberg*, Stuttgart.
- Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst Baden-Württemberg (1998) *Abschlußbericht der Hochschulstrukturkommission*, Stuttgart.
- Universität Bonn, Arbeitsgruppe Studienstrukturreform und Internationalisierung (1998) *Leitfaden zur Einführung eines Kreditpunktesystems*.
- Universität Mannheim (1997) *Prüfungsordnung für den Diplomstudiengang Betriebswirtschaftslehre an der Universität Mannheim vom 1. Juli 1994 in der Fassung vom 11. April 1997*.
- Universität Mannheim, Fakultät für Betriebswirtschaftslehre (1997) *Studienplan für den Diplomstudiengang Betriebswirtschaftslehre zur Prüfungsordnung vom 1. Juli 1994 i. d. F. vom 2.10.1997*.
- University of Mannheim, School of Business Administration (1998) *ECTS Information Package 1998/99*.
- Universität Tübingen (1995) *Prüfungsordnung der Universität Tübingen für die Magisterstudiengänge der Geschichtswissenschaftlichen Fakultät vom 18. Mai 1995*.
- Universität Tübingen, Geschichtswissenschaftliche Fakultät (1995) *Studienplan für die Magisterstudiengänge*.

[ABSTRACT]

On the Credit Point System in German Higher Education:
The Current Trend in the Context of Higher Education Reform

Yumiko YOSHIKAWA*

The credit point system is a rather new concept in German higher education. Cumulative examination on the credit point system, in which the final qualification is awarded when the prescribed number of credits is achieved, is usually not practiced at German universities. Transfer to another university, which is guaranteed to students in principle, has not been therefore carried out on the basis of the credit point system.

This paper examines study programs of two main degree courses, i.e. *Diplom* and *Magister* courses, to clarify how the acquired study achievement is recognized when students transfer to another university. To date, standards for degrees and their mutual recognition have been guaranteed by agreements between Germany's Federal States (represented by the Standing Conference of the Ministries of Education and Culture, KMK) and the higher education institutions (represented by German Rectors' Conference, HRK). Students, however, often face difficulty with academic recognition because of strict curriculum at each institution on the one hand (e.g. *Diplom* courses), but of a comparatively large amount of freedom to choose classes and specializations on the other hand (e.g. *Magister* courses). In both cases, the difficulty of academic recognition can be seen as a cause for prolongation of study time as well as an obstacle for mobility of German and foreign students.

In this context, the 1998 revised Framework Act for Higher Education prescribed the introduction of the credit point system. The further development is worthy of notice as a factor of the ongoing higher education reform in Germany, whereas it would take a while to introduce the credit point system into all the degree courses.

* Associate Professor, National Institution for Academic Degrees